

都市再生整備計画 事後評価方法書

J R 茨木駅南地区

平成 27 年 4 月

大阪府茨木市

(1) 成果の評価

1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

指標 1 : 交通利便性の満足度

A : 事前評価時の『従前値』の求め方

①従前値の基準時点	・ 建築物の形態規制及び交通に関するアンケート調査実施時（平成 19 年 9 月時点）
②実施主体	建設部道路交通課（都市再生整備計画主管課）
③計測手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 19 年度茨木市交通環境向上施策検討調査において実施された「建築物の形態規制及び交通に関するアンケート調査」の結果を用いた。 ・ 調査対象者は茨木市在住の 18 歳以上の一般市民の中から、2,000 人を無作為に抽出している。 ・ その対象者に対して、アンケート調査票を郵送配布し、郵送にて回収した調査結果を使用した（有効回答数：989）。 ・ アンケート調査の設問の一つである「交通に関する取組の必要性」について、「必要でない」と回答された方のうち、ソフト対応の取組を除いた 6 項目から算出した平均値を「交通利便性の満足度」とする。

B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方

④計測時期	平成 27 年 9 月時点
⑤実施主体	建設部道路交通課（都市再生整備計画主管課）
⑥データの計測手法	・ 平成 27 年 9 月時点で、茨木市に在住の 18 歳以上の一般市民を対象に、有効回答数 800 人を目標とするため従前値における市全体の有効回答率を考慮し、2,000 人を無作為に抽出し、アンケート調査を行なう。
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従前値と同様の計測方法で「交通利便性の満足度」を求める。 ・ 評価基準日（H28.3.31）までに値が変動する可能性はあるが、整備工事はほぼ完成しているため、評価値の変動が少ないため、計測した値をそのまま評価値とする。

⑧確定／見込みの別	●	確定
		見込み

C : フォローアップ時の『確定値』の求め方

⑨フォローアップの必要性		あり
	●	なし
⑩計測時期	—	
⑪実施主体	—	
⑫計測手法	—	

指標 2 :	防災機能の向上	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方		
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成 23 年 3 月 25 日時点）	
②実施主体	建設部道路交通課（都市再生整備計画主管課）	
③計測手法	<ul style="list-style-type: none"> 整備計画区域内に一時避難地が確保されていないことから、事前評価時の『従前値』は 0 と設定した。 	
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	平成 27 年 9 月時点	
⑤実施主体	建設部道路交通課（都市再生整備計画主管課）	
⑥データの計測手法	<ul style="list-style-type: none"> 避難圏域内の人口の算定は、住民基本台帳に基づき、町丁単位で測定する。 町丁の一部が含まれる場合は、当該面積の町丁面積に対する比率で按分して避難圏域内の人口を整理する。 防災公園の面積から、一人あたりの有効避難面積を算出する。 	
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> 本市においては、毎月末の町丁別の住民基本台帳人口を整理しており、評価基準日【平成 27 年 3 月 31 日】における、人口を把握することができる。 防災公園整備事業は竣工しており、防災公園の面積は確定している。 そこで、平成 27 年 3 月末時点における避難区域内の人口から、一人あたりの有効避難面積を算出し、評価値とする。 	
⑧確定／見込みの別	●	確 定
		見 込 み
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップの必要性		あ り
	●	な し
⑩計測時期	—	
⑪実施主体	—	
⑫計測手法	—	

指標 3 :	産官学民交流センターの利用者数	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方		
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成 25 年 2 月 26 日時点）	
②実施主体	建設部道路交通課	
③計測手法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度末に整備が終了する施設であることから、事前評価時の『従前値』は 0 と設定した。 	
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	平成 27 年 9 月時点	
⑤実施主体	建設部道路交通課（都市再生整備計画主管課）	
⑥データの計測手法	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点では、当該施設整備が終了していることから、施設の利用者数を集計する。 	
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度 1 年間の産官学民交流センターの入場者数は、平成 28 年 4 月に集計される予定である。 供用開始後、平成 27 年 9 月末までの産官学民交流センター利用者数を施設管理者から聞き取り、評価値（見込み値）とする。 	
⑧確定／見込みの別	<input type="checkbox"/>	確 定
	<input checked="" type="checkbox"/>	見 込 み
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップの必要性	<input checked="" type="checkbox"/>	あ り
	<input type="checkbox"/>	な し
⑩計測時期	平成 28 年 4 月時点	
⑪実施主体	建設部道路交通課（都市再生整備計画主管課）	
⑫計測手法	<ul style="list-style-type: none"> 産官学民交流センター供用後 1 年間（平成 27 年度）の利用者数を平成 28 年 4 月に集計し、その値を持って確定値とする。 	

(1) 成果の評価

2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

数値指標：	対象地区における都市再生整備計画事業の満足度	
記述理由	<ul style="list-style-type: none"> 指標 1 「交通利便性の満足度」は、茨木市全域での交通利便性を問うものであり、本整備事業による効果を十分に評価しきれないため、指標 1 の補足指標として本指標の計測を行う。 	
A：事前評価時の『従前値』の求め方		
①従前値の基準時点	新たな指標のため、事後評価値のみで評価	
②実施主体	—	
③計測手法	—	
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	平成 27 年 9 月時点	
⑤実施主体	建設部道路交通課（都市再生整備計画主管課）	
⑥データの計測手法	<ul style="list-style-type: none"> 市民へのアンケート調査を実施、本整備事業の満足度を把握する。 	
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 9 月時点で、茨木市に在住の 18 歳以上の一般市民 2,000 人を無作為抽出しアンケート調査を実施。対象地区における都市再生整備計画事業全体の満足度を問い、「満足」と回答した割合を評価値とする。 目標値を 50%とし、目標値を超えているかで達成度を判断する。 	
⑧確定／見込みの別	●	確定 見込み
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップの必要性	●	あり なし
⑩計測時期	—	
⑪実施主体	—	
⑫計測手法	—	

(2) 実施過程の評価

1) モニタリングの実施状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

C: 事後評価時の確認方法

①時 期

②確 認 先

③確認方法

2) 住民参加プロセスの実施状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

茨木市総合交通戦略協議会において議論

C: 事後評価時の確認方法

①対 象

茨木市総合交通戦略協議会の実施状況について確認する

②時 期

交付終了年度 (平成27年9月1日時点)

③確 認 先

建設部道路交通課 (都市再生整備計画主管課)

④確認方法

茨木市総合交通戦略協議会の活動記録及び議事録で、住民参加プロセスの実施状況を確認する。

3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

C: 事後評価時の確認方法

①対 象

—

②時 期

—

③確 認 先

—

④確認方法

—

(3) 効果発現要因の整理

①時期	交付最終年度（平成27年10月）
②実施主体	建設部道路交通課（都市再生整備計画主管課）
③検討体制	建設部道路交通課が主管課となり、事業に関わる全ての課（建設部建設管理課、建設部公園緑地課、建設部下水道施設課、都市整備部都市政策課、都市整備部市街地新生課、産業環境部商工労政課、総務部危機管理課、健康福祉部福祉政策課、企画財政部政策企画課で構成）で検討会議を開催する。

(4) 今後のまちづくり方策の作成

①時期	交付最終年度（平成27年10月）
②実施主体	建設部道路交通課（都市再生整備計画主管課）
③検討体制	前記のチームにより、今後のまちづくり方策について、意見交換を行う。

(5) 事後評価原案等の公表

	原案の公表	評価結果(最終)の公表
①時期	交付最終年度（平成27年11月）	交付最終年度（平成28年3月）
②実施主体	建設部道路交通課（都市再生整備計画主管課）	建設部道路交通課（都市再生整備計画主管課）
③公表方法	広報への掲載により周知し、ホームページでの掲載、建設部道路交通課窓口、情報ルームでの閲覧により公表する予定である。公表期間は概ね1か月とする。	広報への掲載により周知し、ホームページでの掲載、建設部道路交通課窓口、情報ルームでの閲覧により公表する予定である。公表期間はフォローアップ結果公表後1年以上とする。

(6) 評価委員会の審議

①時期	交付最終年度（平成28年1月）
②実施主体	建設部道路交通課（都市再生整備計画主管課）
③設置・運用方法	茨木市建設事業評価委員会要綱により、茨木市建設事業評価委員会を設置し、学識経験者5名で構成する。まちづくりの観点から、都市再生整備計画に限定し、事後評価を行う。

(7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定

①聴取方法	なし
-------	----

※(3)～(6)の検討以外に市町村で任意に有識者から意見聴取を予定する場合に記入

(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況

①予算措置の状況	ア <input type="checkbox"/> 費用は発生しない イ <input checked="" type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置を講じている ウ <input type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置は講じていない エ <input type="checkbox"/> その他（)
----------	--

都道府県名	大阪府
市町村名	茨木市
地区名	J R茨木駅南地区
計画期間	平成 23 年度～平成 27 年度
作成者	部署 建設部道路交通課街路係
	役職
	氏名 藤原 祐介
連絡先	T E L 072-622-8121 (内線 2824)
	F A X 072-625-3181
	E-mail gairo@city.ibaraki.lg.jp